



令和2年度 信州大学「キャリアデザイン入門」

# 人権と市の取り組みについて

松本市総務部 人権・男女共生課

- 
- ◆ 人権について考える
  - ◆ 人権課題
  - ◆ 人権侵害としての差別
  - ◆ 市の取り組み
-

# 新型コロナウイルスの感染拡大 COVID-19

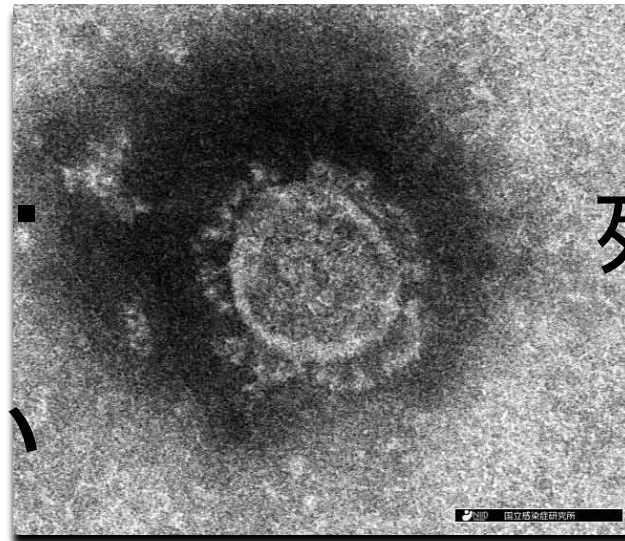
〇〇で新たな感染者・・・

感染者数・・・

死亡 〇〇人

薬がない

医療崩壊



確かに怖い でも本当に怖いのは・・・

# 社会の分断

差別と社会的排除 が 加速

職業、地域、国、人種、性差・・・

ウイルスという

見えない敵への不安と恐怖が生む

---

新型コロナウイルスの問題で気づかされたこと

～ 差別、排除、人権問題 ～

平常時はほとんど気にしていない

しかし

社会に不安や恐怖が広がると・・・

浮き彫りになって加速化する

改めて人権について考える機会にしたい

---

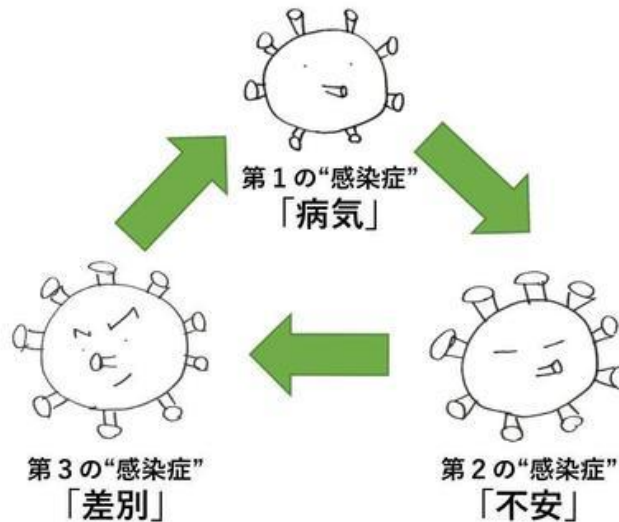
# 新型コロナウイルスの 3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～



1

ひとりひとりが気を付けないと  
ワタシはこうやって力をつけていくよ…



3つの“感染症”は  
つながっている

3

# 長野県 & 日本赤十字社 コラボ動画

## (1) 原作

- タイトル: 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう! ~負のスパイラルを断ち切るために~」
- 発行年月: 2020年3月26日 初版
- 発行: 日本赤十字社 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 監修: 諏訪赤十字病院 森光 玲雄 氏 (国際赤十字・赤新月社連盟心理社会センター登録専門家)
- 掲載: 日本赤十字社長野県支部ホームページ <https://www.nagano.jrc.or.jp/> (PDF資料)

## (2) 動画

- 制作: 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部室 デジタル広報推進チーム
- 長さ: 4分10秒、音声・BGM付き 2020年6月2日公開
- URL: <https://youtu.be/XrBGjEkuOvA>
- 掲載場所: 長野県新型コロナウイルス感染症対策  
[YouTubeチャンネル\(別ウィンドウで外部サイトが開きます\)](#)
- 日本赤十字社長野県支部 [ホームページ\(別ウィンドウで外部サイトが開きます\)](#)

---

人権について考える

人権とは

---



お互いを思いやる心  
他人に対するやさしい心

わがまま  
身勝手

?

人権

?

法律で決  
められた  
権利

堅苦しい  
難しそう

人権とは.....

## 人権とは・・・

「人間が人間として生まれながらに持っている権利」

(広辞苑)

「生まれながらに」「当然持っている」「権利」

## 「権利」とは・・・

「ある利益を主張し、これを享受することのできる資格」

(大辞林)

つまり「人権」とは

すべての人が

当然のものとして

生まれながらにもっている

「・・・してほしい」「・・・してほしくない」

と主張できる資格



人間が人間らしく幸せに生きていくための権利

---

# 人権の内容

---

# ここはお母さんのおなかの中

ねえねえ どんな  
世界に生まれたい？

自分の考えを遠慮なく主張できる  
世界がいいな

生まれる前  
の世界会議

命を奪われな  
い世界に生まれたい

好きな人と結婚できる  
世界がいい

参照 法政大学教授 金子匡良氏 「人権ってなんだろう」より

# 生まれる前の世界会議が可能だとしたら、すべての人が合意するであろう内容

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ① 生命が守られること                    | 生命権   |
| ② 一人の人間として尊重されること              | 人格権   |
| ③ 自分のことは自分で決められること             | 自由権   |
| ④ 国や社会の運営に参加できること              | 参政権   |
| ⑤ 差別を受けないこと                    | 平等権   |
| ⑥ 最低限の生活と教育が保障されること            | 社会権   |
| ⑦ 身体を拘束されたり、自分の家に勝手に入られたりしないこと | 人身の自由 |

人権の中核

# 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なもの。

これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいる。

世界人権宣言は1948年12月10日、国際連合で採択されました。第二次世界大戦で起こった悲劇を二度と繰り返さないという反省から、人権が「世界における自由、正義、および平和の基礎である」(世界人権宣言前文より)ということを確認しています。

# 人権の課題



# 13の人権課題をご存知ですか？

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月に閣議決定)では、私たちが取り組まなければならない『12の人権課題』が示され、平成23年4月1日に一部変更、『13の人権課題』となりました。



# ◆女性の人権◆

男女平等の原則



根深く残る男女の固定的役割分担意識や偏見

重大な女性の人権侵害

日本のジェンダーギャップ指数(男女格差指数)

153カ国中 121位(前年110位)

世界基準からみた日本の格差は深刻的な状況 !!

# ◆子どもの人権◆

子どもも一人の人間として基本的人権を尊重

～子どもの権利～

- ・安心して生きる 権利
- ・豊かに育つ 権利
- ・自分らしく生きる 権利
- ・社会に参画する 権利



未来を担う子どもたちのために

## 松本市子どもの権利に関する条例

# ◆高齢者の人権◆

超高齢社会の到来

高齢者の人権に関わる問題



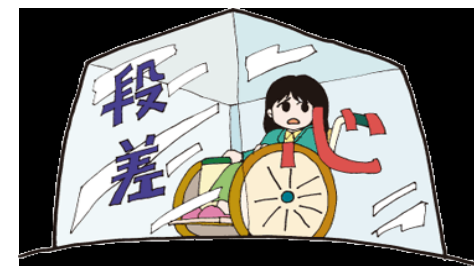
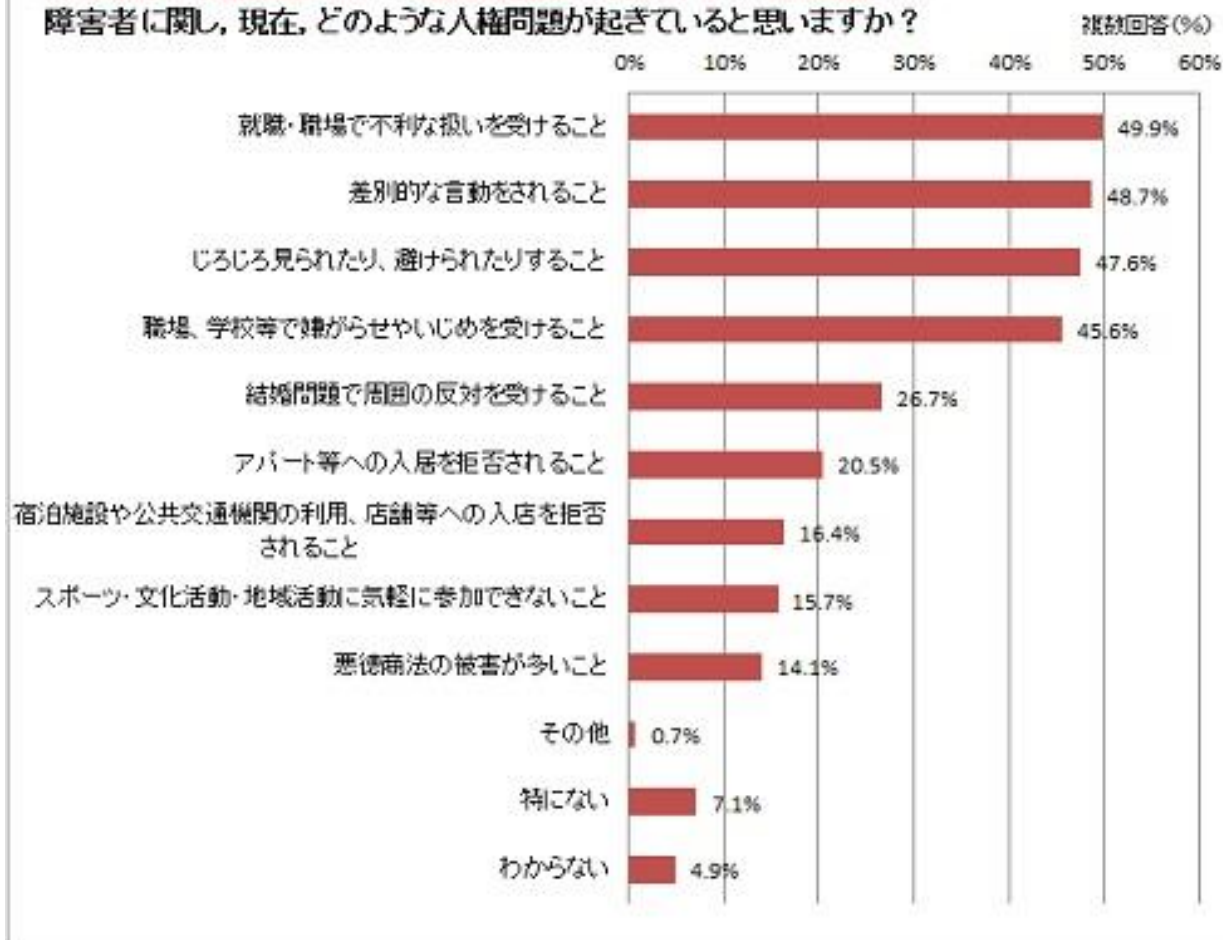
内閣府「人権擁護に関する世論調査」 H29.10調査

- 1 悪徳商法で詐欺被害に 55%
- 2 病院、擁護施設等での劣悪な処遇や虐待 38.7%
- 3 経済的に自立が困難なこと 37.8%
- 4 家庭内での介護等でいやがらせ 29.5%
- 5 高齢者が邪魔者扱いされること 29.2%

高齢者が安心して生活できる社会をめざして

# ◆障害のある人の人権◆

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から  
障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



一つひとつの障害  
を正しく理解し、適  
切な対応を

ノーマライゼーション  
「障害のある人も地  
域の中で普通の暮ら  
しができる社会に」

# ◆同和問題◆

同和問題とは、日本固有の重大な人権問題

同和問題の現状

差別はなぜ起こるのか

差別解消の課題



# ◆アイヌの人々の人権◆

アイヌの人々は、平等に保障される国民

アイヌの人々への差別・偏見

アイヌ文化振興法の成立



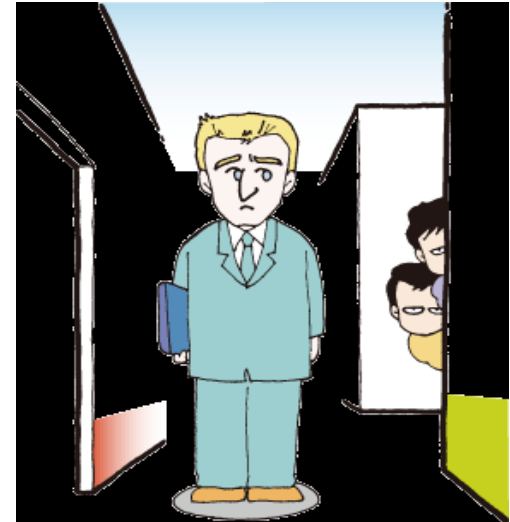
# ◆外国人の人権◆

急速に進む国際化社会、多文化社会

外国人に対するさまざまな人権問題の発生

人権問題発生の背景

国際社会の一員として





## ◆H I V感染者・ハンセン病患者等の人権◆

エイズって何？

ハンセン病とはどういう病気？

正しい知識の不足からの人権問題が・・・

すすむ感染症患者の人間回復と、啓発活動

正しい理解と患者等を支える人権感覚を！



# ◆刑を終えて出所した人の人権◆

刑を終えて出所した人や家族に関する厳しい状況

更生を援助する保護監察官・保護司の活動

真の社会復帰の実現を目指すために



# ◆犯罪被害者等の人権◆

犯罪被害者を取り巻く環境

犯罪被害者やその家族の人権侵害

直接的な被害のほかに二次的な被害を受けることがある

- ・いわれのないうわさや中傷
- ・プライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族を支える理解と社会的な対応を



# ◆インターネットによる人権侵害◆

インターネットなどの急速な普及

匿名性の悪用

インターネットやSNSによる人権侵害の  
広がりと低年齢化



インターネットにおける人権侵害を防ぐチェックポイント

- ①相手の立場を考え、表現にも気をつける。
- ②差別的なことは書き込まない。
- ③うそや不確かなことは書き込まない。
- ④個人情報を書き込まない。

## ◆北朝鮮当局による拉致問題等◆

人権課題として閣議決定(平成23年4月1日)

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定している。このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識

平成18年(2006年)6月

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定

12月10日から16日まで

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



## ◆その他の人権課題◆



ホームレスに対する偏見をなくしましょう

性同一性障害に対しての理解を深め、差別をなくしましょう

あらゆる人の人権を尊重する社会を・・・

～正しく知ることが相手を思いやることに～

---

# 人権侵害としての差別

---

# 差別

日常生活の中で、最も頻繁に発生する人権侵害

☑ 正統な理由なく劣ったものとして不当に扱う。  
(広辞苑)

☑ 偏見などによって差をつけ、一方を他よりも価値の低いものとして扱うこと。(明鏡国語辞典)

参照 法政大学教授 金子匡良氏 「人権ってなんだろう」より



# 差別の要因

- ☑ 怨念、憎悪、悪意
- ☑ 偏見
- ☑ 知識の欠如
- ☑ ストレス
- ☑ 自己肯定欲求・自己承認欲求
- ☑ 攻撃本能
- ☑ その他

カテゴリー化

ステレオタイプ

私たちの中にも差別意識は必ずある

# 差別意識とは

「〇〇な人たちは××に違いない」

**思い込み、固定観念、偏見**

**自分の中の  
差別意識と  
戦う**

「だから嫌われてもわ  
れても仕方ない・・・」

参照 「人権ってなんだろう」 一財アジア・太平洋人権情報センターより

## 差別解消のために

- ①直接的な加害者にならない
- ②観衆・傍観者にならない
- ③ステレオタイプの中の偏見を見抜く
- ④自分の中の同化欲求・自己肯定欲求・攻撃性を差別行為に転化しない
- ⑤偏見や差別を次世代に引き渡さない

# 市の取り組み

# 松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成11年3月

## ～目的～

日本国憲法、世界人権宣言の精神にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって明るく住みよい松本市を築くことを目的とする。

## 市の責務

市は、前条の目的を達成するために**必要な施策を実施**するとともに、行政のすべての分野において、**市民の人権意識の高揚に努める**ものとする。

## 市民の責務

市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に積極的に協力するとともに、自らも人権侵害となる行為をしないように努めるものとする。

# 松本市第10次基本計画 (平成28年度～令和2年度)

## まちづくりの基本目標

### 2 「一人ひとりが輝き大切にされるまち」

#### 政策の方向

##### 2-1 「平和・人権を尊重するまち」

#### 基本施策

##### 2-1-2 「人権尊重の推進」

# 目標実現に向けた主な取組み

担当課	関連施策
人権・男女共生課	差別撤廃人権擁護審議会、人権教育啓発事業、多文化共生推進事業、女性センター相談事業
行政管理課・ 平和推進課	平和記念式典、松本ユース平和ネットワーク、親子平和教室
職員課	職員研修
総合戦略課	ユニバーサルデザイン意識啓発事業
地域づくり課	買い物弱者相談事業
市民課	本人通知制度
福祉計画課	災害時要援護者支援プラン推進事業
障害福祉課	障害者f駆使啓発事業、権利擁護推進事業、虐待防止ネットワーク支援
高齢福祉課	成年後見制度利用支援事業、虐待防止ネットワーク支援
健康づくり課	自殺予防対策事業、エイズ・性感染症予防事業
こども育成課	子どもの権利推進事業、青少年問題・いじめ問題対策連絡協
こども福祉課	児童虐待相談事業、防止啓発事業、子どもの未来応援事業、ひとり親相談事業
労政課	勤労者心の健康相談、労働相談支援事業
住宅課	市営住宅へのDV被害者受入事業
教育政策課	第2次松本市教育振興基本計画推進
学校指導課	人権教育研修会、人権教育冊子作成
生涯学習課	人権・平和学習、障害者学習支援、地区人権



## 人権教育・啓発事業（主なもの）

- 1 地区人権啓発推進連絡協議会  
市内35地区の協議会に委託し人権啓発活動を展開
- 2 企業人権啓発推進連絡協議会  
市内275事業所で組織し、企業内人権啓発活動を展開
- 3 人権啓発講座の開催  
講師を招いての講演会や、テーマ別の啓発講座を開催
- 4 人権ポスター展  
市内小・中学生から人権啓発ポスターを募集し展示
- 5 人権を考える市民のつどい（毎年11月開催）  
ポスター展、作文コンクールの表彰、講演会の開催
- 6 人権擁護委員  
法務大臣が委嘱する人権擁護委員16名（松本市）を推薦

## ■ 人権・男女共生課の拠点紹介

### ■ 松本市女性センター“パレア松本”



松本市は、女性も男性もそれぞれの個性を生かし、豊かで活力ある男女共同参画社会をめざしています。こうした社会づくりを進めるための「活動の拠点」がパレア松本・女性センターです。

パレア松本・女性センターは、Mウイングの3階にあります。

開館時間 午前9時～午後10時まで

休館日 毎月第2・4水曜日、12月29日～1月3日

「交流フロア」「ネットワーク室」「相談室」

「資料情報室」「授乳室」「キッズコーナー」

お気軽にご利用ください。

[部課名] パレア松本・女性センター(人権・男女共生課)

[連絡先] 電話:0263-39-1105



pa パレア松本

## ■ 人権・男女共生課の拠点紹介

### ■ トライあい・松本



利用できる方 原則として松本市在住・在勤の方

利用の手続き お問い合わせください。

休館日(12月29日から1月3日まで)

使用時間午前9時から午後10時まで(上記休館日を除く)

トライあい・松本はみなさんの施設です。  
主に働く女性のみなさんが仕事の余暇を利用して、  
職業生活、日常生活に必要な知識や技能を学んだり、  
趣味を通してくつろぎ語り合う施設として建設されました。

現在は、女性に限らず男女共同参画社会の実現  
の為、男性の方の各種講座への参加も受け付けて  
います。



[部課名] トライあい・松本 (人権・男女共生課)

[連絡先] 電話:0263-35-6285 ファックス:0263-35-6344

# ■ 人権・男女共生課の拠点紹介

## ■ 松本市多文化共生プラザ

<h3>相談</h3> <p>そうだん</p>	Consulta 咨询 konsultasyon การปรึกษาหารือ 상담 Consultation	<h3>学習</h3> <p>がくしゅう</p>
Aprendizagem 学习 pag-aaral การเรียนรู้ 학습 Learn		
<h3>交流</h3> <p>こうりゅう</p>	교류 交流 pakipagtukungan Interação Interaction	<h3>情報</h3> <p>じょうほう</p>
Informações 信息 impormasyon ข้อมูล 정보 Information		

開館時間 平日午前9時～午後10時まで・土、日、休日～17時まで  
 休館日 毎月第2・4水曜日、12月29日～1月3日

国籍、言語、生活様式等の異なる住民のみなさまに。  
 わからないことやこまったことがあったらこちらどうぞ！

[部課名] 松本市多文化共生プラザ(人権・男女共生課)

[連絡先] 電話:0263-39-1106

国籍、言語、生活様式等の異なる住民(外国人住民)の自立と社会参画を促進し地域社会の構成員として安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の形成に寄与することを目的としての拠点。



---

各事業等の取り組みについて  
お気軽にお問合せください

松本市総務部人権・男女共生課

TEL: 0263-39-1105

Mail: [kyousei@city.matsumoto.lg.jp](mailto:kyousei@city.matsumoto.lg.jp)

---